エンバーミング施設に関するよくある質問

お問い合わせ内容	よくある質問	関係法令	お問い合わせ先
設置できる場所について	Q：どこでも建築できるのですか。	都市計画法 建築基準法 消防法	松山市開発建築部 建築指導課　建築担当 電話　948-6511
	A：設置できる場所は、建築基準法や都市計画法で規定されています。 用途は、工場として扱うため、建築可能な場所はそれらの建物と同様です。		
建築物に要求される基準について	Q：建物にはどのような規制がかかるのですか。		
	A：建築基準法や消防法などで規定されています。 施設は、工場として扱い、建物の構造などの基準はそれらの建物と同様です。 なお、ホルムアルデヒドなどの危険物は、保管数量により消防に届出が必要な場合があります。		
施設から排出されるガスや排水について	Q：エンバーミング処理に使用されるホルムアルデヒド等の化学薬品が心配です。 エンバーミング事業を開設する時に、排気や排水に関する規制はありますか。	大気汚染防止法 水質汚濁防止法	松山市環境部 環境指導課　大気・水質担当 電話　948-6442
	A：エンバーミング施設は、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」の基準が適用される施設に該当しないため、規制はありません。 しかし、エンバーミング施設に限らず、ホルムアルデヒドを使用等する施設で事故等が発生し、周辺環境中へ多量に排出された場合は、事業者は直ちに応急の措置を講じるとともに、その状況を市に報告しなければなりません。また、市は状況により立入検査及び事故の拡大、再発防止のための必要な措置を命じることができます。		
	Q：作業の排水などを公共下水道に流す場合のルールはありますか。	下水道法	松山市公営企業局 給排水設備課　排水設備担当 電話　948-6529
	A：下水道法などで、水素イオン濃度や油脂類含有量などは、排水できる水質を規定していますが、ホルムアルデヒドは規定がありません。 また、下水道施設に影響を与える恐れのある事業場に対しては、さらに多くの水質の基準項目がありますが、エンバーミング施設は対象ではありません。		
	Q：薬品等が水路等に流れた場合は。		松山市都市整備部 みち水路メンテナンス課 電話　948-6471
	A：状況など、直接担当課にご相談ください。 松山市水質事故時危機管理対策マニュアルに基づき、対応します。		
廃棄物の処理について	Q：エンバーミングに用いたホルムアルデヒドの廃液が適切に処理されるか心配です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	松山市環境部 廃棄物対策課　事業所指導担当 電話　948-6959
	A：ホルムアルデヒドの廃液は、産業廃棄物の「廃酸」として適正に処分する必要があります。不適正処理が疑われる場合は、必要に応じて調査や指導を行います。		

薬品など毒物や劇物の取扱について	Q：ホルムアルデヒド等の薬剤の購入や保管管理について基準がありますか。 また、保管状況の立入検査などはありますか。	毒物及び劇物取締法	松山市健康医療部 医事薬事課　医薬指導担当 電話　911-1805
	A：ホルムアルデヒドなどの劇物の販売業者は登録が必要ですが、ホルムアルデヒドは、病院や研究機関などでも広く利用されており、使用者は届出や登録は不要です。 劇物は法令に基づき自らの責任のもと適切に保管・管理することが必要ですが、不適切な管理があった場合には立入検査することがあります。		
	Q：災害時などで、漏洩事故があった場合の対応は。		
	A：事業所が、自ら危害防止に取組むことになります。 市に通報や報告があった場合には本市が策定している「毒物若しくは劇物流出等事故対応マニュアル」に基づき対応します。		
	Q：作業に関する、作業員の安全管理について ホルムアルデヒドを扱う事業を開始する時の届出などは必要ですか。	労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則	松山労働基準監督署 安全衛生課 電話　918-2460
	A：ホルムアルデヒドを用いた作業は、許可を受ける必要ありません。 ただし、ホルムアルデヒドは特定化学物質に該当し、作業者の健康障害防止のため、屋内の作業場で局所排気装置等を設置する場合には、設置届が必要になります。 また、特定化学物質障害予防規則等の関係法令に従い、適切に使用、管理しなければなりません。		
斎場や納骨堂等との違いについて	Q：火葬場や納骨堂は許可が必要なのに、エンバーミング施設は許可は不要ですか。	墓地、埋葬等に関する法律	健康医療部 生活衛生課　墓地・斎場担当 電話　911-1863
	A：火葬場や納骨堂は「墓地、埋葬等に関する法律」で規定されていますが、エンバーミング施設や遺体保管所などは規定されていません。		